

(目的)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に違反した建築物（同法第88条で準用する工作物を含む。以下「違反建築物」という。）及び当該建築物の敷地に対して市が行う調査、命令、告発等の手続きに関して必要な事項を定め、もって違反建築物を早期に発見し、効果的な措置を講ずることを目的とする。

(立入検査等実施計画)

第2条 市長は、立入検査等（火災多発時期に備えて定める次の各号に掲げる特定の建築物について、防火、避難施設関係を重点的に行う等一定の時期に特定の重点目標を定めて行う検査等をいう。以下同じ。）の実施計画を策定するものとする。

- (1) 法第12条第1項及び第3項の規定に基づき定期に報告すべき建築物として指定した建築物で、その報告がないもの
- (2) 外観からの目視により、法第12条第1項及び第3項の規定に基づき定期に報告すべき建築物として指定されるべき建築物であることが疑われるが、その指定がないもの
- (3) その他関係行政機関等から協議又は連絡のあったもの

(立入検査等の実施方法等)

第3条 市長は、立入検査等を実施する前に、必要に応じて、あらかじめ法第12条第5項の規定による報告（第1号様式）を求め、期限内に当該報告がない場合は、すみやかに督促するものとする。

- 2 立入検査等の対象となる建築物又は当該建築物の敷地の建築主、所有者、管理者若しくは占有者（以下「建築主等」という。）の連絡先が不明の場合は、関係行政機関等への問い合わせ、土地・建物登記簿の閲覧等を行って、連絡先の把握に努めるものとする。
- 3 立入検査等は、原則として次の各号に掲げる建築物について法第12条第7項の規定により行うものとする。
 - (1) 第1項の報告がないもの
 - (2) 第1項の報告があっても建築基準法令等に違反する事実が濃厚であり、立入検査等によってその事実を確定する必要性のあるもの
 - (3) 第1項の報告の有無にかかわらず建築基準法令等に違反する事実が濃厚であり、立入検査等によってその事実を確定する必要性のあるもの
- 4 立入検査等を行うにあたっては、必要に応じて、あらかじめ建築主等に対して立入検査等を行う旨を予告するものとする。
- 5 第2項の調査にもかかわらず建築主等の連絡先が不明の場合は、当該建築物を日常的に使用等している者を占有者として、必要に応じて、この者に対して立入検査等を行う旨を予告するものとする。
- 6 立入検査等は、原則として2名以上の担当職員で行うものとする。
- 7 立入検査等を行うにあたっては、関係行政機関及び関係部局と密接な連絡をとり、協力体制

を徹底するものとする。

(立入検査等において把握すべき事項等)

第4条 市長は、違反建築物の実態等に応じた的確な処分、手続等所要の措置を講ずるために、違反建築物等に関して次の各号に掲げる事項を把握するものとする。

- (1) 違反建築物等の概要
- (2) 違反事実の内容
- (3) 違反建築物等に係る建築主等、設計者、工事監理者、工事施工者及び宅地建物取引業者(以下「関係者」という。)の氏名、住所及び電話番号
- (4) その他必要な事項

2 前項各号に掲げる事項の立入検査等においては、必要に応じて写真撮影を行うものとし、写真撮影を行うにあたっては、あらかじめ建築主等の承諾を得るものとする。

3 前項の規定により写真撮影を行う場合は、次のとおりとする。

- (1) 写真には、撮影者、撮影年月日、撮影方向その他必要な事項を明記しておくものとする。
- (2) 作業員、自動車ナンバー、看板等、違反建築物又は違反行為と関連のあるものを撮影すること。
- (3) 違反の原因が構造規定であるときは、主要部材、接合部材等、竣工後は確認の困難な部分を重点に撮影すること。
- (4) 違反の原因が集団規定であるときは、物品、原動機等を重点に撮影すること。

(立入検査等において留意すべき事項)

第5条 市長は、立入検査等にあたっては、関係者の協力を得るよう努めるものとする。

2 市長は、建築主等が法第99条第5号又は第7号に該当するときには、罰金刑に処せられることもある旨を告げ、立入検査等に協力するよう説得に努めるものとする。

3 前項の規定にもかかわらず立入検査等を拒否された場合は、必要に応じて、告発を行うものとする。

(違反建築物等の報告等)

第6条 担当職員は、立入検査等により違反事実を現認した場合には、すみやかに違反建築物調査報告書(第2号様式)を作成し、所属長に報告するものとする。

2 違反建築物調査報告書の作成にあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 調査 違反建築物等の調査結果は、行政処分及び告発の際には重要な証拠となるので、違反条項については、特に詳細に調査しておくこと。
- (2) 報告書の作成 違反建築物調査報告書には、違反事項をできる限り正確に記入するほか、必要に応じて第4条第2項の規定により撮影した写真を添付すること。

(違反建築物に対する措置)

第7条 市長は、違反建築物に対し、その実態に応じ効果的な措置を講ずるものとし、期間を失して問題の解決を困難にすることのないよう迅速な処理に努めるものとする。

(1) 現場措置

ア 建築工事現場において、法第89条第1項に規定する確認があった旨の表示がなされていない場合は、関係者に通知書(第3号様式)を手交するか、又は建築物等に貼付すること。

イ 工事中又は完成した違反建築物については、関係者に通知書(第4号様式又は第5号様式)を手交するか、又は当該建築物に貼付すること。

ウ 工事中又は完成した違反建築物については、アによるもののほか、必要に応じて関係者に対して通知書(第6号様式)を手交することとあわせ、受領書(第7号様式)に住所及

び氏名（署名及び受領印。以下同じ。）を記載させること。この場合において、工事現場に関係者がいる場合には、当該工事現場で、工事現場に関係者が不在の場合で通知書に指定するところに従い市へ出頭したときは、庁内で手交するものとし、これらのいずれにも該当しない場合又は手交による受領を拒否された場合は、配達証明付郵便で送付するものとする。

(2) 来庁者に対する措置

ア 通知書により来庁した関係者に対し、違反事実を十分認識させるとともに、現場を踏まえた是正指導を行うものとする。また、来庁した者が建築主等の代理の場合には、委任状（第8号様式）の提出を求めるものとする。

イ 前号イにより通知書を手交又は貼付した違反建築物に係る関係者に対しては勧告書（建築主等に対しては第9号様式、設計者に対しては第10号様式、工事監理者に対しては第11号様式、工事施工者に対しては第12号様式又は宅地建物取引業者に対しては第13号様式）を手交するものとし、勧告書を手交したときは受領書（建築主等に対しては第14号様式、設計者に対しては第15号様式、工事監理者に対しては第16号様式、工事施工者に対しては第17号様式又は宅地建物取引業者に対しては第18号様式）に住所及び氏名の記載をさせること。

(3) 督促 前号イにより勧告書による是正勧告を行ったにもかかわらず、これに従って是正しない場合は、当該関係者に対し督促書（第19号様式）により督促するものとする。

(4) 命令

ア 市長は、第3号による督促をしたにもかかわらず建築主等、工事監理者又は工事施工者が是正勧告に従わない場合には、法第9条第1項の規定に基づく措置（第20号様式）を命ずるものとする。

イ アの命令を行う場合は、法第9条第2項の規定に基づき命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した予告通知書（第21号様式）をあらかじめその措置を命じようとする者に対して交付するものとする。

ウ イの通知書の交付後に法第9条第3項で定められた期間内に公開による意見の聴取の請求があった場合には、その聴取を行った後でなければこの命令を行うことができないことに留意し、意見の聴取を行う場合においては、命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の2日前までに、命じようとする者又はその代理人に通知するとともに、公告するものとする。

エ 市長又は建築監視員は、是正措置を講ずる場合において、法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に違反することが明らかで、かつ、緊急の必要があると認めるときは、法第9条第7項の規定に基づく使用禁止又は使用制限（第22号様式）を命ずるものとする。この場合において、必要に応じ法第9条第1項（様式第20号様式）又は第10項の規定に基づく命令（第22号様式）の手続きをとるものとする。

オ 市長又は建築監視員は、工事中又は完成した違反建築物で、法第9条第7項の規定による使用禁止若しくは使用制限又は第9条第10項の規定による工事の停止の命令をする必要があるものについては、建築主等、工事監理者又は工事施工者に対し措置命令書（第22号様式）を手交して当該命令をするものとし、措置命令書を手交したときは受領書（第23号様式）に住所及び氏名の記載をさせること。

(5) 命令の解除

市長又は建築監視員は、違反建築物について、法第9条第7項又は第10項の規定により命

令をした場合において、その命令を解除する必要があるときは、解除通知書（第24号様式）を交付してこれを行うものとする。

(6) 投書等に係るものについての措置

発見の端緒が投書、通報等によるものについては、できる限り早急に現地調査を行うものとし、回答を要するものについては迅速に対処するものとする。

(標識の設置等)

第8条 市長は、法第9条第1項又は第10項の規定に基づく命令を行った場合においては、遅滞なく法第9条第13項の規定に基づく標識（第25号様式）を設置するものとする。

(1) 標識は、公衆の見易い箇所に設置すること。この場合において、違反建築物等の規模、態様等によっては、複数の標識を設置するものとする。

(2) 標識の設置に当たっては、埋設管等を毀損することがないように配慮すること。

(3) 当該標識に係る命令を解除したときその他当該命令が失効したときは、直ちに標識を撤去すること。

2 市長は、法第9条第1項又は第10項の規定に基づく命令を行った旨を公告し、かつインターネットのホームページを活用して公表するものとする。

(追跡調査等)

第9条 市長は、法第9条の規定に基づき是正措置を講じた場合においては、当該是正措置に係る違反建築物について、途中で放置されることのないように必ず一定期間追跡調査を行うものとする。

2 前項の追跡調査においては、次の各号に掲げる事項について留意するものとする。

(1) 是正措置事項の履行状況

(2) 新規の違反発生の有無

(3) その他必要と認められる事項

(工事の施工の停止、使用禁止又は使用制限の命令を発する場合の基準)

第10条 法第9条第10項の規定に基づく工事の施工の停止等の命令又は措置は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行うことを標準とする。

違反条項	内容
(1) 法第6条第1項第1号から第3号まで	無確認
(2) 法第43条（同条第2項に基づく条例を含む。）	接道義務違反
(3) その他	法施行上是正を必要とするもので、次項に掲げるもの

2 法第9条第7項の規定に基づく使用制限又は使用禁止の命令は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行うことを標準とする。

違反条項	内容
(1) 法第21条	大規模建築物の主要構造規制違反
(2) 法第26条	延べ面積が1,000平方メートルを超える大規模建築物の構造規制違反
(3) 法第27条	耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物の構造違反
(4) 法第44条	道路内建築制限違反
(5) 法第48条第1項から	用途地域内建築制限違反

第13項まで	
(6) 法第51条	特殊建築物の位置違反
(7) 法第52条	容積率制限違反
(8) 法第53条	建ぺい率制限違反
(9) 法第54条	第1種低層住居専用地域内又は第2種低層住居専用地域内の外壁の後退距離制限違反
(10) 法第55条、法第56条、 法第56条の2	高さの限度違反
(11) 法第61条	防火地域内及び準防火地域内の建築制限違反
(12) 法第68条の2	市町村の条例に基づく制限違反
(13) その他	政令又は条例の避難、防火、危害防止に関する規定違反

(違反建築物の設計者等に対する措置)

第11条 市長は、法第9条第10項の規定による命令をした場合においては、法第9条の3第1項の規定により、国土交通大臣又は知事に所要の措置を講ずるよう命令書の写しを添付して通知（第26号様式）をするものとする。この場合において、当該命令に係る建築物の設計者、施工者等が一級建築士の場合は、これらの者を監督する国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士の場合は、これらの者を監督する知事に通知するものとする。

(告発)

第12条 告発は、「違反建築物の告発事務処理要領について」（昭和46年1月23日付け建設省住指発第29号）及び「小規模雑居ビルにおける建築基準法令違反に係る告発の事務処理について（技術的助言）」（平成14年1月4日付け国住指発第1936号）を参考に行うものとする。また、警察機関の行う風俗営業行政との連携にともなって必要となる告発については、「建築指導行政における風俗営業行政との連携について（技術的助言）」（平成13年11月12日付け国住指第1554号）を参考に行うものとする。

(1) 方針

ア 市は、法違反事項について厳正に罰則を適用することとし、告発を的確かつ積極的に行うことにより、行政法規の実効を確保するものとする。

イ 告発の重点対象者は、原則として、次に掲げる建築物に係る工事停止命令、是正命令等に従わない者とする。

(ア) 建売住宅（特に自ら建築して取引することを目的としたもの）

(イ) 特殊建築物（特に次に掲げる建築物については、重点的に行うものとする。）

a 病院若しくは入院施設のある診療所（特に神経系統の患者を収容するもの）又は老人福祉施設、保育所その他これらに類する施設

b 旅館、ホテル、マーケット、その他不特定多数の者が利用する建築物、共同住宅又は、寄宿舍等

(ウ) キャバレー、ぱちんこ店、クリーニング店、美容院等で、女性又は未成年者等の従業員が就寝する建築物

(エ) 道路に突き出し、防火、交通等に支障をきたす建築物

(オ) 用途地域制限に違反し、騒音、臭気等により隣地に影響を及ぼす建築物

(2) 告発の基本手続

ア 告発状（第27号様式）により、当該違反建築物の所在地を管轄する警察署長あてに提出すること。

イ 告発状には、次の書類を添付する。なお、これは、将来証拠書類となるべきもので、正確にわかりやすく記載すること。

(ア) 違反建築物に係る調査報告書

- a 実際に調査した者が上司に報告する形式で作成すること
- b 報告書の所属、職、氏名を記載すること
- c 報告書の作成年月日を記載すること

(イ) 当該建築物の付近見取図、配置図、平面図等

- a 図面には、違反部分を明瞭に指摘すること
- b 図面作成者の所属、職、氏名を記載すること
- c 図面の作成年月日を記載すること

(ウ) 現場写真

- a 違反部分の状況が明瞭にわかるような写真とすること
- b 撮影者の所属、職、氏名を記載すること
- c 撮影の年月日、時刻を記載すること
- d 第4条第3項を参照のこと

(エ) 法第9条の規定による命令書の写

(オ) その他参考資料（依頼書、警告書、通知書等の写し）

(カ) 配達証明書の写し

(3) 告発後の違反建築物に係る措置

ア 告発は、違反建築物そのものの是正効果を伴うものではないため、告発後においても適正な是正措置を進めるものとし、実情に応じて行政代執行を行うものとする。

イ 告発した場合においては、その旨を違反建築物に関与した建築士、建設業者又は宅地建物取引業者等を監督する国土交通大臣又は都道府県に対する通知する等これらの関係局部と密接な連絡をとり、監督体制の強化を図るものとする。この場合において、国土交通大臣又は都道府県知事に対する通知については、第11条の規定を準用する。

(4) その他

ア 検察庁、警察署等と密接な連絡をとり、あらかじめ処理方針を十分打ち合わせておくこと。

イ 法は、他の法律に比して技術的、専門的色彩が強く、また、違反の対応も多岐に渡るので、関係機関と十分打ち合わせ、その職員に対して法の主要事項について理解を深めるよう積極的な措置を講ずるものとする。

(行政代執行)

第13条 義務者が命令を履行しないときは、原則として行政代執行を行うものとする。

2 戒告書を通知する場合は、後日の紛争を避けるため、手交するものとし、手交の際には、本人の署名及び押印等をとっておくものとする。ただし、やむを得ない場合は、配達証明付郵便で送付することができる。

3 代執行に着手する日が決定した場合は、後日の紛争を避けるため、事前に代執行令書を義務者に手交するものとし、手交の際には、本人の署名及び押印等をとっておくものとする。ただし、やむを得ない場合は、配達証明付郵便で送付することができる。

(警察署への通知)

第14条 建築監視員等は、その業務の執行にあたり暴行又は脅迫を加えられた場合においては、その状況を記録するとともに、ただちにその旨を所轄の警察署に通報するものとする。

(消防機関等との連携)

第15条 消防機関等の職員との合同立入り等を実施するなど、関係行政機関双方の行政目的に資するよう、関係行政機関との連携を図るよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（建築主等）

住所
氏名

様

（特定行政庁）
郡山市長



建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告について（通知）

郡山市 の建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の規定に抵触している（抵触している疑いがある）ので法第12条第5項の規定により、 年 月 日までに下記の事項について当職あてに報告するよう求めます。

記

報告を求める事項

備考

この通知による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、法第99条の規定により罰金に処せられることがあります。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日					
違反建築物調査報告書					
調査員氏名					
調査年月日・時刻	年 月 日		午前・午後		時 分
発見種別	パトロール	消防	投書	電話	陳情 その他
建築物の敷地の位置	郡山市				
建築主 住所氏名					
工事施工者 住所氏名	建設業登録（ ）第 号 電話				
設計者資格住所氏名 建築士事務所名	（ ）級建築士登録第 号 電話 建築士事務所登録第 号				
工事監理者資格住所氏名 建築士事務所名	電話				
地域・地区	用途地域（ ）・防火・準防火・法第22条				
着工・完了年月日	年 月 日着工		年 月 日完了		工事進捗状況 %
用途			敷地面積		m ²
工事種別			建築面積		m ²
構造	造		延べ面積		m ²
棟数・階数	棟 階		建ぺい率		%
違反条項	法第 条 項・条例第 条 項・その他（ ）				
違反内容					
措置及び方針					
その他					
結果	確認・是正年月日 年 月 日				
	年 月 日 完結				

第3号様式（第7条関係）

通 知 書	
建築主 工事監理者 工事施工者 様	本建築物（工作物）が、建築基準法による確認済のものであれば、確認済の表示を提示してください。 未確認のものであれば、 開発建築法務課へ連絡してください。
年 月 日	年 月 日までに、郡山市都市構想部
郡山市	

第4号様式（第7条関係）

通 知 書	
建築主等 工事監理者 工事施工者	本建築物（工作物）が、建築基準法に違反するので、使用しないでください。 なお、 年 月 日 時に、郡山市都市構想部開発建築法務課 来てください。
年 月 日	
郡 山 市	

第5号様式（第7条関係）

通 知 書	
建築主 工事監理者 工事施工者 様	本建築物（工作物）が、建築基準法に違反するので、ただちに工事の施工を停止してください。 なお、 来てください。 年 月 日 時に、郡山市都市構想部開発建築法務課
郡山市	

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

（関係者）

住所

氏名

様

（特定行政庁）

郡山市長



建築物（工作物）に対する措置について（通知）

郡山市 の建築物（の〇〇部分）は、建築基準法令に
抵触していると思われるので、下記のとおり通知します。

記

- 1 当該建築物（の〇〇部分）の工事・使用を直ちに停止してください。
- 2 当該建築物（の〇〇部分）についてお聞きしたいことがありますので、内容を十分に説明できる人が、年 月 日 時 分に郡山市都市構想部開発建築法務課まで来庁してください。

なお、来庁できないときは、必ず事前に連絡してください。

第7号様式（第7条関係）

次のとおり通知したことを報告します。

年 月 日

（関係者）

住所

氏名

様

（特定行政庁）

郡山市長



建築物（工作物）に対する措置について（通知）

郡山市 の建築物（の〇〇部分）は、建築基準法令に
抵触していると思われるので、下記のとおり通知します。

記

- 1 当該建築物（の〇〇部分）の工事・使用を直ちに停止してください。
- 2 当該建築物（の〇〇部分）についてお聞きしたいことがありますので、内容を十分に説明できる人が、年 月 日 時 分に郡山市都市構想部開発建築法務課来庁してください。

なお、来庁できないときは、必ず事前に連絡してください。

受領書

上記の内容の依頼書を確かに受領しました。

年 月 日

住所

氏名

印 （署名）

委 任 状

郡山市長

私は、（代理人の住所）
（代理人の氏名）

電話

を代理人と定め、下記の事項を委任しました。

記

1 建築物等の表示

(1) 建築物の位置：

(2) 主要用途：

(3) 構造： 造 階建て

2 委任事項

(1) 特定行政庁への説明

(2) 関係書類の提出又は受領に関する一切の権限

(3) その他

年 月 日

（委任者の住所）

（委任者の氏名）

電話

印

年 月 日

（建築主等）

住所

氏名

様

（特定行政庁）

郡山市長



建築物（工作物）に対する是正勧告について

あなたが建築している（所有している）下記の建築物（の〇〇部分）は、建築基準法第 条
第 項の規定に違反しているため、当該建築物（の〇〇部分）の建築又は使用を直ちに停止す
るとともに、建築基準法令に適合するよう是正をしてください。

なお、このまま是正することなく放置する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第9
条の規定に基づく命令を出す場合がありますので勧告します。

記

1 建築物（工作物）の敷地の位置

2 建築物（工作物）の表示

年 月 日

（設計者）
住所
氏名 様

（特定行政庁）
郡山市長



建築物（工作物）に対する是正勧告について

あなた（の会社）が設計した下記物件に係る工事は、建築基準法第 条第 項の規定に違反しております。

このまま是正することなく放置する場合は、あなた（の会社）について建築士法に基づく措置がとられることとなりますので、勧告します。

記

- 1 建築物（工作物）の敷地の位置
- 2 建築物（工作物）の表示

年 月 日

（工事監理者）

住所

氏名

様

（特定行政庁）

郡山市長



建築物（工作物）に対する是正勧告について

あなた（の会社）が監理をしている下記物件に係る工事は、建築基準法第 条第 項の規定に違反しております。

このまま是正することなく放置する場合は、あなた（の会社）について建築士法に基づく措置がとられることとなりますので、勧告します。

記

1 建築物（工作物）の敷地の位置

2 建築物（工作物）の表示

年 月 日

（工事施工者）
住所
氏名 様

（特定行政庁）
郡山市長



建築物（工作物）に対する是正勧告について

あなた（の会社）が請け負った下記物件に係る工事は、建築基準法第 条第 項の規定に違反しております。

このまま是正することなく放置する場合は、あなた（の会社）について建設業法に基づく措置がとられることとなりますので、勧告します。

記

- 1 建築物（工作物）の敷地の位置
- 2 建築物（工作物）の表示

年 月 日

（宅地建物取引業者）

住所

氏名

様

（特定行政庁）

郡山市長



建築物（工作物）に対する是正勧告について

あなた（の会社）が取引の当事者となっている下記物件に係る工事は、建築基準法第 条
第 項の規定に違反しております。

このまま是正することなく放置する場合は、あなた（の会社）について宅地建物取引業法に基
づく措置がとられることとなりますので、勧告します。

記

1 建築物（工作物）の敷地の位置

2 建築物（工作物）の表示

第16号様式（第7条関係）

次のとおり勧告したことを報告します。

			年	月	日
(工事監理者)					
住所					
氏名		様			
				(特定行政庁)	
				郡山市長	印
建築物（工作物）に対する是正勧告について					
あなた（の会社）が監理をしている下記物件に係る工事は、建築基準法第 条第 項の規定に違反しております。					
このまま是正することなく放置する場合は、あなた（の会社）について建築士法に基づく措置がとられることとなりますので、勧告します。					
記					
1 建築物（工作物）の敷地の位置					
2 建築物（工作物）の表示					
受領書					
上記の内容の勧告書を確かに受領しました。					
			年	月	日
				住所	
				氏名	印（署名）

第17号様式（第7条関係）

次のとおり勧告したことを報告します。

		年	月	日
(工事施工者)				
住所				
氏名	様			
		(特定行政庁)		
		郡山市長		印
建築物（工作物）に対する是正勧告について				
あなた（の会社）が請け負った下記物件に係る工事は、建築基準法第 条第 項の規定に違反しております。				
このまま是正することなく放置する場合は、あなた（の会社）について建設業法に基づく措置がとられることとなりますので、勧告します。				
記				
1	建築物（工作物）の敷地の位置			
2	建築物（工作物）の表示			
受領書				
上記の内容の勧告書を確かに受領しました。				
	年	月	日	
		住所		
		氏名		印（署名）

第18号様式（第7条関係）

次のとおり勧告したことを報告します。

		年	月	日
(宅地建物取引業者)				
住所				
氏名	様			
		(特定行政庁)		
		郡山市長	印	
建築物（工作物）に対する是正勧告について				
あなた（の会社）が取引の当事者となっている下記物件に係る工事は、建築基準法第 条				
第 項の規定に違反しております。				
このまま是正することなく放置する場合は、あなた（の会社）について宅地建物取引業法に基				
づく措置がとられることとなりますので、勧告します。				
記				
1 建築物（工作物）の敷地の位置				
2 建築物（工作物）の表示				
受領書				
上記の内容の勧告書を確かに受領しました。				
		年	月	日
		住所		
		氏名		
		印 (署名)		

年 月 日

（関係者）

住所

氏名

様

（特定行政庁）

郡山市長



違反建築物の是正措置について（通知）

下記の建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第 条 項の規定に違反しているため、年 月 日付け 郡指第 号で是正の勧告を行いましたが、既に是正期限を過ぎているにもかかわらず、勧告書の内容が履行されていないので、至急履行されるよう督促します。

なお、年 月 日 時 分までに郡山市都市構想部開発建築法務課まで来庁してください。（指定日時に来庁できない場合は、必ず連絡してください。）

記

- 1 建築物の所在地
- 2 建築物の用途
- 3 建築物の構造及び規模

（令達先）住所
氏名

郡山市 の建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）
第 条第 項の規定に違反したものであるから、同法第9条第1項の規定により下記のとおり措置することを命じます。

年 月 日

（特定行政庁）
郡山市長



記

- 1 措置
- 2 上記の措置を命ずる理由

備考

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市建築審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

なお、郡山市建築審査会は、郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市都市構想部開発建築法務課内にその事務局があります。

年 月 日

（建築主等、工事監理者、工事施工者）
住所
氏名 様

（特定行政庁）
郡山市長



違反建築物に対する是正措置について（通知）

郡山市 の建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）
第 条第 項の規定に違反したものであるから、同法第9条第1項の規定により下記のとおり措置することを命ずる予定です。

つきましては、同法第9条第2項に規定により、あらかじめ、命じようとする措置及びその事由をお知らせするとともに、あなたに意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を下記により与えます。

記

1 措置

2 上記の措置を命ずる事由

3 意見書の提出先

4 意見書の提出期限 年 月 日

備考

建築基準法第9条第3項の規定により、この通知書の交付を受けた日から3日以内に、特定行政庁（郡山市長）に対して、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。

（令達先）住所
氏名

郡山市 の建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）
第 条第 項の規定に違反したものであるから、同法第9条第7項（第10項）の規定により
下記のとおり措置することを命じます。

年 月 日

郡山市長（郡山市建築監視員）



記

1 措 置

2 上記の措置を命ずる理由

備考

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市建築審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

なお、郡山市建築審査会は、郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市都市構想部開発建築法務課内にその事務局があります。

第23号様式（第7条関係）

次のとおり命令したことを報告します。

郡山市指令 第 号

(令達先) 住所
氏名

郡山市 の建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）
第 条第 項の規定に違反したものであるから、同法第9条第7項（第10項）の規定により
下記のとおり措置することを命じます。

年 月 日

郡山市長（郡山市建築監視員）



記

1 措 置

2 上記の措置を命ずる理由

受領書

上記の内容の措置命令書を確かに受領しました。

年 月 日

住所

氏名

Ⓜ (署名)

年 月 日

住所

氏名

違反建築物（工作物）に対する解除通知書

建築基準法（昭和25年法律第201号）第 条第 項の規定より、 年 月 日付け郡山市指令 第 号をもって を命じていたものでありますが、その後は是正措置が講じられたことにより、建築基準法に適合するものと認められるに至ったので、当該命令を解除いたします。

解除日 年 月 日

郡山市長（郡山市建築監視員）



建築基準法による命令の公告

建築物（工作物）の敷地の位置

命令を受けた者の氏名

この建築物（工作物）は、建築基準法に違反しているので、同法
第九条第 項の規定に基づき（ ）を命じたものである。

年 月 日

郡山市長

（注意）

一 この命令に違反してこの建築物（工作物）の工事を行った場合は罰せられます。

二 この標識は、建築基準法第九条第十三項の規定に基づき設置したものであり、この標識を損壊した場合は、公文書毀棄罪で罰せられることがあります。

三 この建築物（工作物）は、違反建築物であるので水道・電気・ガス利用の申込みの承諾を保留するよう水道・電気・ガス事業者に要請してあります。

※耐水ベニア⑦4.5ミリメートルタイプⅠとすること。

※白地に黒書きとすること。

※かっこ書きの部分には、該当法条に基づき該当の文言を書き入れること。

年 月 日

建築基準法第9条の3の規定に基づく違反建築物（工作物）の設計者等に関する
事項について（通知）

国土交通大臣（福島県知事） 様

郡山市長



建築基準法第9条の3の規定に基づき、違反建築物（工作物）の設計者、工事監理者、工事施工者、宅地建物取引業者又は浄化槽の製造業者に関する事項について、下記により通知いたします。

違反行為に係る業者	氏名又は名称			
	代表者氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地			
	登録・免許	年月日・番号	年 月 日	国土交通大臣 登録第 号 知事
1 法第9条第1項又は第10項の規定による命令に係る建築物（工作物）の概要				
建築主住所及び氏名				
建築物（工作物）の敷地の位置				
用途				
工事の種別				
構造				
棟数・階数		棟・		階
建築面積・延べ面積		㎡・		㎡
違反条項				
2 設計者等に係る違反事実の概要				
3 命令をするまでの経過・命令等に特定行政庁が講じた措置				
(1) 命令をするまでの経過				
(2) 命令後に特定行政庁が講じた措置				
4 その他参考となるべき事項				

告 発 状

告 発 人 郡山市長

被告発人 住所 氏名

右被告発人に対して左記の事案により告発いたします。

年 月 日

告 発 人

⑨

記

1 違反事実（具体的に）

2 適用方法（条例を含む。）

3 参考事項 一 告発に至るまでの経過及び措置

二 情状等

警察署長

あて